

## 【104 例目】静岡県（富士宮市）における豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

令和8年5月6日の拡大豚熱疫学調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

### 1 基本情報

経営形態（飼養頭数）：一貫経営（約3,873頭）

豚舎の構造及び豚舎数：セミウインドウレス豚舎3棟

発生豚舎：分娩舎、離乳舎

### 2 農場の概況

- ① 当該農場は富士山の山裾に位置し、林と空き地に囲まれている。
- ② 当該農場の半径1km以内に令和8年3月11日に発生した豚熱102例目の農場が位置している。
- ③ 当該農場の周囲10km圏内では、令和3年5月以降、野生イノシシの豚熱陽性事例は確認されていないが、直近では当該農場から南に約14.7km離れた地点で令和8年4月に捕獲された野生イノシシで陽性が確認されている。
- ④ 当該農場は、衛生管理区域内の東側に分娩・種豚舎、中央に離乳舎及び肥育舎、西側に浄化槽及び堆肥舎が配置されていたほか、衛生管理区域外に、事務所、外国人従業員住居及び倉庫が設置されていた。
- ⑤ 分娩舎と種豚舎は、腰高の柵と屋根が設置された通路で繋がっていた。
- ⑥ 離乳舎と肥育舎は同一棟内に設けられており、北側は離乳舎として8つの離乳室（1～8号室）に区画され、南側には肥育舎が配置されていた。各離乳室は、それぞれ8つの豚房に区画されており、各室の入口には扉が設置されていた。
- ⑦ 離乳舎における発生豚房は、離乳舎北入口から2番目の6号室内に位置していた。なお、同入口側の7及び8号室は空室であった。
- ⑧ 分娩舎は、東西方向に4列のストールで構成されていた。発生ストールは、東側から2列目に位置していた。

### 3 管理人及び従業員

- ① 当該農場で飼養管理を行う者は、5名の従業員であり、このうち3名は技能実習生であった。また、系列農場の従業員2名が、月1回程度、当該農場において飼養管理を行うことがあったが、作業着や器具の共有はなく、同一日に当該農場と系列農場を行き来することはないとのこと。その他、堆肥舎専従として2名が従事していた。
- ② 普段は、日本人1名が分娩舎を担当し、技能実習生は肥育舎及び種豚舎を担当していたが厳密な分担ではなく、担当外の豚舎で作業することもあったとのこと。

### 4 ピッグフロー及びワクチン接種

- ① 当該農場では自家育成の種雄豚1頭を除き、母豚と他の種雄豚は全て外部導入していた。母豚は種豚舎の育成マスに導入し、1～2か月飼養して発情を確認後、人工授精を実施していた。直近の導入は令和8年2月とのこと。
- ② 母豚は分娩前に分娩舎へ移動し、分娩舎で生まれた子豚は25日齢で離乳して同日離乳舎へ移動する。母豚も離乳と同時に種豚舎に戻す。離乳豚は100日齢前後で肥育舎へ移動し、肥育豚は6～7カ月齢で出荷される。
- ③ 分娩舎では、産仔数が多い場合には他の母豚に分けて哺育させることがあるとのこと。
- ④ 離乳舎では、約3腹を同一豚房に収容していたが、体格に応じて同一室内の他の豚房と混合することがあるとのこと。なお、離乳室をまたぐ子豚の移動はないとのこと。

- ⑤ 母豚を分娩舎と種豚舎間で移動する際は、移動前に体表全体へ消毒液を噴霧し、豚舎間を結ぶ通路を歩行させて移動していた。通路は使用前後に洗浄していたが消毒は行っていなかったとのこと。
- ⑥ 離乳豚を分娩舎から離乳舎へ移動する際は、17～18頭ずつカートに收容し、分娩舎北側出入口を出て屋外を經由し、離乳舎北側出入口から離乳室へ移動していた。カートは作業前後に洗浄及び消毒を実施し、乾燥後は離乳舎又は分娩舎内で配合飼料の運搬用として使用していた。また、離乳舎及び分娩舎へ入舎する際は、動力噴霧器でタイヤを洗浄した後、出入口外の石灰帯を通過させて消毒を行っていた。
- ⑦ 離乳舎から肥育舎へ豚を移動する際は、豚舎内の通路を歩かせて移動させていた。通路は、移動後に高圧洗浄機で消毒していたとのこと。
- ⑧ 離乳豚への豚熱ワクチンは、30～44日齢に通常は離乳舎で接種しており、従業員1名が保定し、家畜保健衛生所職員が実施していた。注射針は豚房ごとに交換していた。直近28日間では、4月17日に3、4及び5号室、5月1日に6号室及び分娩舎の離乳豚に対して接種したとのこと。なお、4月30日から離乳舎において下痢が流行していたため、一部の豚については離乳を遅らせており、5月1日はこれらの個体を分娩舎において接種したとのこと。
- ⑨ 繁殖豚への豚熱ワクチンは、4月17日に家畜保健衛生所職員が約300頭に接種しており、注射針は1頭ごとに交換していた。

## 5 飼養衛生管理関係

- ① 農場敷地内に入出入りする車両は全て、衛生管理区域の境界に設置された動力噴霧器により消毒を行っていたとのこと。また、従業員の車両は、農場敷地内の衛生管理区域外に設けられた駐車場に駐車しており、農場出入りの際に同じ動力噴霧器を用いて車両の消毒を行っていたとのこと。
- ② 従業員は、衛生管理区域外の事務所において、衛生管理区域内専用の衣服、長靴及び使い捨て手袋を着用した後、屋外を徒歩で衛生管理区域出入口まで移動していた。衛生管理区域境界において、長靴を動力噴霧器で消毒後に衛生管理区域内へ入場していた。また、入場後も豚舎までは屋外を徒歩で移動していた。
- ③ 飼料業者及び出荷業者は、衛生管理区域境界において長靴を動力噴霧器で消毒するとともに、使い捨て手袋を着用して衛生管理区域に入場していた。また、出荷業者は、衛生管理区域内においてさらに、ドライバーが持参した長靴（消毒済み）に履き替えていたとのこと。なお、両者とも車内のフロアマットは毎日消毒しているとのこと。
- ④ 従業員が豚舎に入る際は、各豚舎入口の屋内に設置された消石灰槽で長靴を脱ぎ、豚舎内専用長靴に履き替えた後、踏込消毒槽で消毒し、ゴム手袋はアルコール消毒を行っていたが、衣類の交換は行っていなかった。外来者についても、従業員と同様に農場が用意した豚舎用長靴に履き替えた後消毒し、手袋の消毒を行った上で持参した防護服を着用し入場しており、防護服は豚舎ごとに交換していたとのこと。
- ⑤ 離乳室に入室する際は、離乳室入口の扉の内外で、豚舎用長靴から離乳室内に置かれた離乳室用長靴へ履き替えていた。なお、離乳室用長靴は各室専用ではなく、離乳室間を移動する際は、離乳舎内の通路で一旦豚舎用長靴に履き替え、脱いだ離乳室用長靴を持参して別の離乳室入口で再度履き替え入室していたとのこと。離乳室用長靴は、排せつ物等が付着した場合には、離乳室内で洗浄及び消毒を行っていた。
- ⑥ 飼料は、分娩舎及び種豚舎では配合飼料、約90日齢以降の肥育豚ではリキッド飼料が給餌されていた。給餌方法は、離乳室の代用乳と子豚用配合飼料は手給餌、それ以外は飼料パイプを通じて給餌していた。リキッド飼料は給餌の都度、豚房ごとのバルブを開閉する必要があるため、1日5回程度給餌していたとのこと。
- ⑦ リキッド飼料は、衛生管理区域外にある加工施設において食品残さ（麺類、米飯、

肉製品など)を90℃で1時間加熱処理後、60℃まで冷却し、専用トラックにより農場内のタンクへ1日5回補充しているとのこと。なお、当該トラックは本農場と加工施設間のみを往復しており、他の農場を経由することはないとのこと。

- ⑧ 配合飼料は飼料運送業者により、種豚舎用は週1回衛生管理区域外から衛生管理区域内の飼料タンクへ搬入され、離乳豚用は衛生管理区域内の飼料タンクへ月2～4回程度搬入されていた。人工乳およびスターター飼料については紙袋で衛生管理区域外において受け渡しされており、直近の納品日は4月21日とのこと。
- ⑨ 給水及び豚舎清掃用の水には未消毒の井戸水を使用しており、令和8年1月に水質検査を実施した結果、人の飲用として問題なかったとのこと。

## 6 糞及び死亡豚の取扱い

- ① 死亡豚は離乳舎脇のコンテナボックスに保管していた。死亡豚は定期的に、飼養管理担当の従業員がフォークリフトを用いてコンテナボックスごとレンタカーの荷台に積載し処理場へ搬入の上、焼却を依頼していた。コンテナボックスは上部を厚手のビニールシートで覆い、太径のゴムバンドで固定されており、隙間は認められなかった。なお、死亡豚の直近の搬出は4月30日であったとのこと。当該処理場は他の畜産農家は利用しておらず、コンテナボックスは農場出入りの際に外側を動力噴霧器で消毒していた。
- ② 除糞作業は、豚舎ごとにスクレーパーにより集積し、受槽へ搬出した後、ポンプで汲み上げて固液分離設備へ送っていた。固液分離設備では、スクリーン処理により固形分を分離し、液分は浄化槽で処理された後に放流しているとのこと。
- ③ 分娩舎及び種豚舎の通路に落ちた糞は、スコップで各豚舎専用の一輪車を集め、浄化槽脇の堆肥置き場へ搬出していた。分娩舎では北側出入口から直接堆肥置き場へ搬出しており、一輪車が分娩舎に入舎する際には、動力噴霧器によりタイヤを洗浄した後、石灰帯を踏ませてタイヤを消毒していたとのこと。また、種豚舎では、種豚舎と分娩舎間の通路において屋外用の一輪車に糞を積み替えていたため、種豚舎用の一輪車を通路以外の屋外で使用することはなかったとのこと。
- ④ 堆肥舎では、固液分離後の固形分に完熟堆肥を混合し、一定期間静置した後、横型発酵槽で発酵処理を行っていた。発酵後の堆肥は自社の車両により耕種農場へ配送しているとのこと。

## 7 野生動物関連

- ① 衛生管理区域の境界には高さ約1.3mのイノシシ対策用フェンスが設置されていた。フェンスの目の大きさは約3×10cmであったが、フェンス下部の一部に小動物が侵入可能な幅で高さ2cm程度の隙間が認められた。また、衛生管理区域内の法面はコンクリートで全面的に覆われていた。
- ② 豚舎の平側上部に設置された入気口には網目約2cmの網が設置され、天井裏に開口していた。また、豚舎の窓には網戸が設置され、排気ファンの豚舎内側にも金属製の網が設置されており、いずれも破損は認められなかった。一方で、離乳舎北側入口扉脇には小動物が侵入可能な隙間が認められた。
- ③ 豚舎内ではラットサインは確認されなかった。ネズミ対策として、従業員が天井裏に毒餌を設置しているとのこと。
- ④ 堆肥舎には網目約2cmの防鳥ネットが設置されていたが、調査時には開閉部に隙間があり、堆肥舎内には野鳥の糞が多数確認された。通常防鳥ネットは隙間なく閉じられており、野鳥の侵入は防止されているが、堆肥舎での作業等により防鳥ネットを開放する際に野鳥が侵入してしまうとのこと。
- ⑤ 農場に東西に隣接する空き地には植物性の堆肥が広範囲に認められ、カラスが多数飛来していた。周辺ではシカ及びネコを目撃することがあり、農場内でもネコを目撃したことがあるとのこと。なお、野生イノシシは目撃していないとのこと。

## 8 臨床症状の経過

- ① 4月30日から離乳舎において下痢が増加したため、管理獣医師の指示に基づき抗生剤を投与し、経過観察を行っていた。また、離乳予定であった豚の離乳を延期し、分娩舎内での飼養を継続したとのこと。
- ② 通常、離乳舎及び分娩舎を合わせた死亡頭数は1日5頭前後で推移していたが、4月27日以降は1日9～13頭と増加傾向を示し、5月3日に21頭、5月4日に63頭と急増した。この増加は離乳舎及び分娩舎の双方において認められ、離乳舎の5及び6号室並びに分娩舎東側2列において死亡の増加がみられた。
- ③ 5月4日、分娩舎の複数の豚房において子豚の活力低下、下痢及びパイルアップが認められたこと、分娩舎及び離乳舎において死亡頭数が増加したことから、家畜保健衛生所へ連絡したとのこと。
- ④ 調査時、離乳舎の5及び6号室は殺処分済みであった。また、2～4号室及び分娩舎の複数の子豚において死亡、パイルアップ、耳翼又は鼠径部の紅斑、元気消失、結膜炎、呼吸器症状が認められた。

(以上)